

# 令和8年度 ふるさと吉野定住促進奨学金奨学生募集要項

吉野町は、町内に居住する住民の子で向学心を有し、将来吉野町に定住を志向する有為な者に対して奨学金を貸与するため、下記により奨学生を募集します。

貸与された奨学金は卒業後返還していただくことが原則ですが、吉野町に居住することにより、その一部または全部が免除される仕組みとなっています。

奨学金の貸与を希望する人は、本奨学金の意義、条件等を十分ご理解の上申請書を提出してください。なお、新入学だけでなく在学中の学生も応募できます。

## 【制度概要】

この奨学金制度は、学生（大学、短大、専修学校<sup>\*1</sup>、大学院等の在学学生）が対象となります。

奨学金は月額3万円を限度として貸与し、奨学金の貸与年数の3倍の期間で元利金を償還していただくものですが、卒業後3年以内に吉野町に定住することで、居住の状況に応じて償還金の一部又は全部の免除<sup>\*2</sup>があります。

## 1 奨学金貸与の条件

- (1) 各年度4月に大学等に在学している者
- (2) 品行方正で向学心を有する者
- (3) 大学等を卒業後、3年以内に吉野町に定住する意思のある者
- (4) その生計を主として維持する者が吉野町に住所を有していること

## 2 募集人員及び貸与額・期間

- (1) 募集人員 定数なし  
(予算の範囲内とし、応募の状況により選考となる場合があります。)
- (2) 貸与額 月額 30,000円以内
- (3) 貸与期間 大学等における正規の修業期間が終わる月まで

## 3 奨学金の返還

- (1) 卒業後3年間を据置期間とし、4年目から貸与期間の3倍以内の期間内で、月賦、半年賦又は年賦により返還していただきます。  
利子については、奨学金の貸与終了後より発生します。また、利率は借用証書提出時に決定します。
- (2) 大学等を卒業後3年以内に吉野町内に居住し、引き続き返済期間の全部または一部に相当する期間吉野町内に居住したときは、その期間相当分の元利償還金が返済免除となります。

\*1学校教育法に規定された、修業年限が2年以上の専門課程の学校

\*2償還金の免除については、償還免除希望者から住民票等の提出により居住確認をします。

## 4 申請書類

- (1) ふるさと吉野定住促進奨学金貸与申請書（様式第1号） 1通
  - ・連帯保証人2名（町内在住者で父母等及び父母等以外の者）が必要です。
  - ・父母等による連帯保証人の令和8年度（非）課税証明書（6月1日以降に提出してください。）及び印鑑登録証明書を添付のこと。
- (2) 在学証明書等 1通
- (3) 誓約書（様式第2号） 1通
- (4) 住民票謄本 1通
- (5) その他必要と認めた書類

※申請にあたっては、本人及び連帯保証人の住民情報、所得状況及び町税等の納付状況について、関係書類、電子データ等により教育委員会が確認することを承諾願います。

## 5 申請期日及び申請先等

申込期間 令和8年5月7日（木）から令和8年5月29日（金）

※申請書類等は、吉野町教育委員会事務局で配布しています。

申請先 吉野町教育委員会事務局 教育総務課 TEL 0746(32)0190  
（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

## 6 奨学金の貸付決定について

申請書類を審査のうえ、6月下旬に本人あて郵送で通知します。

## 7 問い合わせ先

吉野町大字上市133番地（吉野町中央公民館4階）

吉野町教育委員会事務局 教育総務課 TEL 0746(32)0190（直通）